

制度概要 ①在留資格について

- 深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）
 - **特定技能1号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：321,740人（令和7年5月末現在、速報値）
 - **特定技能2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：2,560人（令和7年5月末現在、速報値）
- 特定産業分野：介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、（16分野） 農業、漁業、飲食料品製造業、外食業、林業、木材産業
（赤字は特定技能1号・2号でも受入れ可。黒字は特定技能1号のみで受入れ可。）

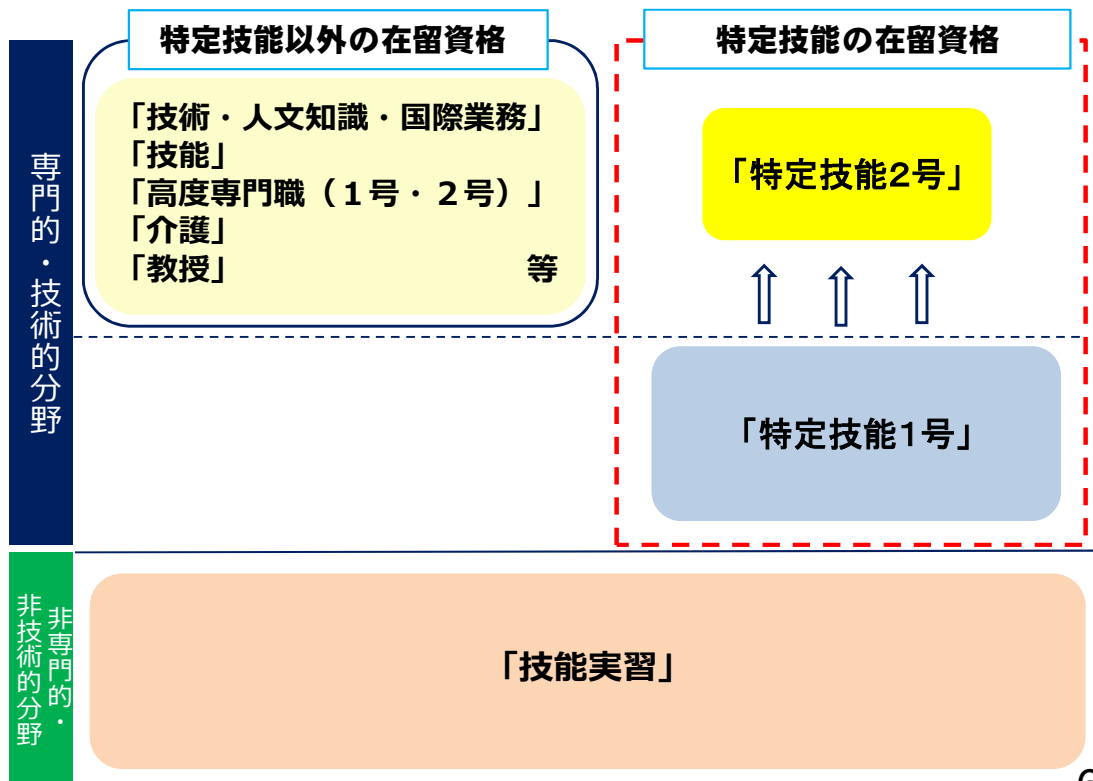
特定技能1号のポイント

在留期間	1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新（通算で上限5年まで）
技能水準	試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
日本語能力水準	試験（N4等）で確認（技能実習2号修了者は免除） ※介護、自動車運送業（タクシー・バス）及び鉄道（運輸係員）分野は別途要件あり
家族の帯同	基本的に認めない
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

特定技能2号のポイント

在留期間	3年、1年又は6か月ごとの更新（更新回数に制限なし）
技能水準	試験等で確認
日本語能力水準	試験での確認なし（漁業及び外食業分野（N3）を除く。）
家族の帯同	要件を満たせば可能（配偶者、子）
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

【就労が認められる在留資格の技能水準】



特定技能1号の対象分野及び業務区分一覧

	分野	1 人手不足状況	2 人材基準		3 その他重要事項	
		受入れ見込数 (5年間の上限)	技能試験	日本語試験	従事する業務	雇用形態
厚労省	介護	135,000人	介護技能評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上) (上記に加えて)介護日本語評価試験	・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等) (注)令和7年4月21日、介護分野の上乗せ基準告示の改正により、訪問系サービスへの従事が可能に 〔1業務区分〕	直接
	ビルクリーニング	37,000人	ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験		・建築物内部の清掃 〔1業務区分〕	直接
経産省	工業製品製造業	173,300人	製造分野特定技能1号評価試験		・機械金属加工 ・電気電子機器組立て ・金属表面処理 ・紙器・段ボール箱製造 ・コンクリート製品製造 ・RPF製造 ・陶磁器製品製造 ・印刷・製本 ・繊維製品製造 ・縫製 〔10業務区分〕	直接
国交省	建設	80,000人	建設分野特定技能1号評価試験等		・土木 ・建築 ・ライフライン・設備 〔3業務区分〕	直接
	造船・船用工業	36,000人	造船・船用工業分野特定技能1号試験等	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)	・造船 ・船用機械 ・船用電気電子機器 〔3業務区分〕	直接
	自動車整備	10,000人	自動車整備分野特定技能1号評価試験等		・自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する基礎的な業務 〔1業務区分〕	直接
	航空	4,400人	航空分野特定技能1号評価試験		・空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等) ・航空機整備(機体、装備品等の整備業務等) 〔2業務区分〕	直接
	宿泊	23,000人	宿泊分野特定技能1号評価試験		・宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供 〔1業務区分〕	直接
	自動車運送業	24,500人	自動車運送業分野特定技能1号評価試験等	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)	・トラック運転者 ・タクシー運転者 ・バス運転者 〔3業務区分〕	直接
	鉄道	3,800人	鉄道分野特定技能1号評価試験等	※「従事する業務」のうち、 青字 については日本語能力試験(N3以上)	・軌道整備 ・電気設備整備 ・車両整備 ・車両製造 ・運輸係員(駅係員、車掌、運転士) 〔5業務区分〕	直接
農水省	農業	78,000人	1号農業技能測定試験		・耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等) ・畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等) 〔2業務区分〕	直接 派遣
	漁業	17,000人	1号漁業技能測定試験		・漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等) ・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫(穫)・処理、安全衛生の確保等) 〔2業務区分〕	直接 派遣
	飲食料品製造業	139,000人	飲食料品製造業特定技能1号技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)	・飲食料品製造業全般(飲食料品(酒類を除く)の製造・加工、安全衛生の確保) 〔1業務区分〕	直接
	外食業	53,000人	外食業特定技能1号技能測定試験		・外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理) 〔1業務区分〕	直接
	林業	1,000人	林業技能測定試験		・林業(育林、素材生産等) 〔1業務区分〕	直接
	木材産業	5,000人	木材産業特定技能1号測定試験		・製材業、合板製造業等に係る木材の加工等 〔1業務区分〕	直接